

厚生労働省発職 0328 第 1 号

令和 7 年 3 月 28 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 福岡 資麿



別紙「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱（案） 【年度当初施行分】

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一 早期再就職支援等助成金制度の改正

雇入れ支援コース奨励金の受入れ人材育成型訓練に係る助成を廃止すること。

二 人材確保等支援助成金制度の改正

1 人事評価改善等助成コースを廃止すること。

2 派遣元特例コースを廃止すること。

三 キャリアアップ助成金制度の改正

雇用保険法施行規則附則第十七条の三に定める短時間労働者労働時間延長コース助成金に係る令和六年三月三十一日までの暫定措置を廃止すること。

四 高年齢労働者処遇改善促進助成金制度の廃止

高年齢労働者処遇改善促進助成金を廃止すること。

第二 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一

部改正関係

就職促進手当に係る所得税の額の計算にあたって、分配時調整外国税相当額控除に相当する額については、所得税の額から控除しないものとする。

第三 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正

一 建設キャリアアップシステム等普及促進コース助成金制度の廃止

建設キャリアアップシステム等普及促進コース助成金を廃止すること。

二 建設分野作業員宿舍等設置助成コース助成金制度の改正

東日本大震災で被災した岩手県、宮城県及び福島県を対象にした措置を廃止すること。

第四 施行期日等

一 この省令は、令和七年四月一日から施行すること。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。

三 その他所要の規定の整備を行うこと。